

賃貸借契約書（案）

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院長 福里 吉充（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間において、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に対して医療用カーテン等（以下「物件」という。）をリースし、正常な状態で使用し得るように保守するものとし、甲はこれを賃借するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

2 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

（履行場所及び設置場所）

第3条 履行場所は、県立南部医療センター・こども医療センター（南風原町新川 118-1）

（料金）

第4条 物件の賃貸借料金は、年額_____円とする。

（年額のうち取り引きに係る消費税額は_____円とする。）

（月額別添「月別支払内訳書」のとおりとする）

（契約保証金）

第5条 契約金額の100分の10以上（沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかに該当する場合は免除）

（支払条件）

第6条 甲は、乙の毎月発行する適法な請求書の受理日から起算して、30日以内に当該請求額を乙に支払うものとする。

2 甲は、自己の理由により料金の支払いを遅延した場合、乙は支払期限の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を請求することができる。ただし、風水害等その他甲の責に帰し難い事由による支払遅延に対しての期間は、これを支払遅延利息を支払う日数に参入しないものとする。

（メンテナンス）

第7条 乙は、物件等を正常な状態で使用できるように仕様書に基づきメンテナンスを行うものとする。

2 乙は、契約期間中において、物件等の急な破損等については随時交換を行うものとする。

（契約の継続）

第8条 リース期間中、盗難、火災、風水害、地震、その他甲乙双方の責に帰さない事由により生じた物件の滅失毀損その他一切の損失は、次の各号に基づき乙の負担とする。

(1) 物件の全部に、損失が生じ、その修復が不可能なときは、乙は直ちに物件の取り付けを行い、乙はその費用を負担し、本契約を継続する事ができるものとする。

(2) 物件の滅失、毀損した部分についてその修復が可能なときは、直ちに乙は物件の修復を行い、乙はその費用を負担し、本契約を継続する事ができるものとする。

（物件の使用制限）

第9条 甲は事前に書面による乙の承諾を得た場合のほか、次の行為をすることができないものとする。

(1) 物件を本来の用法に反して使用、又は本来の業務範囲を超えて使用すること。

(2) 物件に他の装置、付属品等を付着させ、又は取り外し、若しくは取り替えること、その他物件の改造、性能、品質等に変更を加えること。

(業者への通知)

第 10 条 甲は、次の各号が定める事由が生じたときは、直ちに乙に書面で通知するものとする。

- (1) 物件に盗難、滅失、毀損等事故が発生したとき。
- (2) 物件にかかる乙の権利が第三者に侵害され、若しくは物件の設置されている土地、建物の所有権が移転され、又はそのおそれのあるとき。

(機密の保持)

第 11 条 乙は、メンテナンスの実施にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(解約)

第 12 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(反社会的勢力の排除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(物品の返還)

第 14 条 第 12 条および第 13 条の規定によりこの契約を解除した場合、甲は機器等を速やかに乙に返還しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 15 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 16 条 乙は、請負金額について、その収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、すべての証拠書類を整備しなければならない。

(禁止事項)

第 17 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(その他)

第 18 条 乙は、この契約の条項の他、沖縄県財務規則（昭和 4 7 年沖縄県規則第 1 2 号）を遵守するものとする。

(費用の負担)

第 19 条 本契約の締結に関する費用は乙の負担とする。

(協議)

第 20 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関する事項について甲と乙との間に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 沖縄県南風原町字新川 1 1 8 番地の 1
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
院長 福里 吉充

(乙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利
権益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が
終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止そ
の他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所か
ら当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成す
るために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目
的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(模写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複
写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(業務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても、当該業務
に関して知り得た個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的外に使用しては
ならないこと、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第2号）により罰則が適用される
場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱業務については、自ら行うものとし、第三者にその取扱い
を委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは
作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すもの
とする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。また、甲の承諾を得て再
委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録
された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、この求
めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速
やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）
のために生じた経費は、乙が負担するものとする。